

# 告示

## 埼玉県告示第八百六十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区間
県道	坂戸停車場線	埼玉県坂戸市日の出町二六四番一 地先から 埼玉県坂戸市日の出町一九九番二 地先まで